

滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）について

1. 策定の趣旨

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）（令和元年法律第19号）が、令和元年5月31日に公布、10月1日施行。
- 国が定める「食品ロスの削減の推進に関する基本方針（令和2年3月31日策定）」を踏まえ、都道府県は食品ロス削減推進計画の策定に努めるよう規定。
- 県は、令和元年8月に「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行っており、食品ロス削減に向けた取組を一層推進するため策定。

2. 計画の位置づけ

- 食品ロス削減推進法第12条1項に基づく法定計画。（努力義務）
- 同法第12条2項に基づき、関係法令に基づく各種の計画（滋賀県廃棄物処理計画や滋賀県消費者基本計画、滋賀県食育推進計画等）と調和が保たれたものとする。

3. 計画期間

- 5年（令和3年度～令和7年度）
- 社会経済情勢や状況の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

4. 計画の内容（案）

- 第1章 計画策定の趣旨等
- 第2章 食品ロスの現状と課題
- 第3章 計画の理念と施策の方向性
- 第4章 食品ロス削減推進施策
- 第5章 計画の推進体制および進行管理

5. 今後の策定スケジュール（予定）

- 令和2年12月15日 指針（原案）を環境・農水常任委員会へ報告
- 令和2年12月下旬～令和3年1月下旬 県民政策コメント実施
- 令和3年3月中旬 指針（案）を環境・農水常任委員会へ報告
- 令和3年3月下旬 指針策定・公表

6. 添付資料

- 滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）【概要】
- 滋賀県食品ロス削減推進計画（原案）【本文】